

非課税期間終了時のお手続きのお知らせ（ジュニアNISA）

2016年にジュニアNISAで購入された投資信託は、本年12月末に非課税期間が終了します。

つきましては、親権者等の方とご相談のうえ、当金庫でお預かりしている投資信託の2021年以降のお取扱いについて、下記の選択1～選択3からお選びいただき、それぞれ定める期日までにお手続きいただきますようお願い申し上げます。

なお、お客さまのご年齢に応じ、同封している「移管依頼書」等の様式は異なりますので、ご注意ください。

選択1 2021年分の非課税投資枠（ジュニアNISAもしくは一般NISA）に移管（ロールオーバー）

- ★非課税期間を5年間延長することができます。
- ★移管する投資信託の**移管時の時価**（本年12月末時点の時価）で2021年の非課税投資枠を使用します。
- ★他の口座との**損益通算等はできません**。

～お手続きの方法～

＜2021年1月1日時点でお客さまのご年齢が20歳未満の場合（ジュニアNISAへのロールオーバー）＞
同封の「未成年者口座非課税期間終了対象残高のお知らせ」の【翌年のNISA契約状況】欄が「ジュニアNISA契約あり」となっていることをご確認くださいのうえ、**本年11月末を目安に**別途同封されている「**未成年者口座内上場株式等移管依頼書（非課税期間終了用）**」をお取引店にご提出ください。

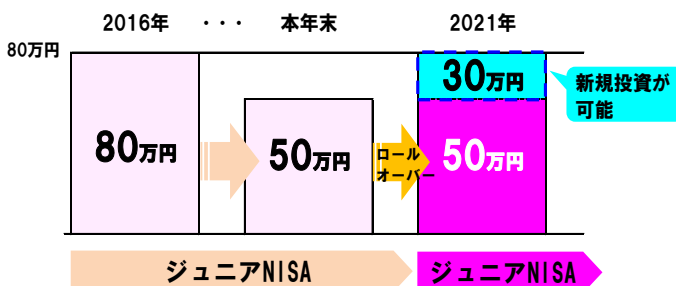
＜2021年1月1日時点でお客さまのご年齢が20歳以上の場合（一般NISAへのロールオーバー）＞
本年11月末を目安に同封されている「**未成年者口座非課税口座間移管依頼書（非課税期間終了用）**」をお取引店にご提出ください。なお、別途同封されている「未成年者口座非課税期間終了対象残高のお知らせ」の【翌年のNISA契約状況】欄が「一般NISA契約あり」もしくは「一般NISA自動開設予定」以外の場合は、上記依頼書の提出に**加えて**以下のお手続きが必要です。

- ① 【翌年のNISA契約状況】が「契約なし」のお客さま
当金庫のNISA口座に2021年分の一般NISAの非課税投資枠が設定されるよう、再度当金庫でNISAを始めていただくためのお手続き（金融機関変更等）が必要となります。
※ お手続きには時間を要する場合がございます。お早めにお取引店までご連絡ください。
- ② 【翌年のNISA契約状況】が「つみたてNISA契約あり」のお客さま
2021年分の一般NISAの非課税投資枠が設定されるよう、つみたてNISAから一般NISAに切り替えるためのお手続きが必要です。

～ご留意事項（例：ジュニアNISAへのロールオーバーの場合*）～

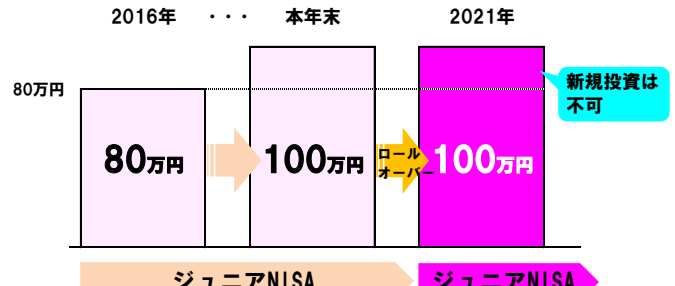
※ 一般NISAへのロールオーバーの場合も、非課税投資枠の額（120万円）が異なるだけで、留意点は基本的に同様です。

① 本年12月末時点の時価が2021年の非課税投資枠（80万円）未満の場合



• 2021年分の非課税投資枠80万円に満たない分は新規投資ができます。

② 本年12月末時点の時価が2021年の非課税投資枠（80万円）以上の場合



• 2021年分の非課税投資枠80万円を上回る分もロールオーバーできますが、非課税投資枠を全て利用するため、新規投資はできません。

～その他～

本年分の非課税投資枠に余裕がある場合は、当該余裕枠へ移管していただくことも可能です。お手続きの詳細はお取引店までお問い合わせください。

選択2

課税ジュニア NISA 口座もしくは課税口座（特定口座・一般口座）に移管

★**特段お手続きは必要ございません。**2021年3月31日時点の年齢に応じて、当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座に、当金庫に特定口座を開設されていない場合には一般口座に、それぞれ移管されます。

★**本年12月末時点の時価を取得費**として解約時の譲渡損益が計算されます。

～移管先の口座について～

<払出し制限期間中（3月31日時点で18歳である年の前年の12月31日まで）>

課税ジュニア NISA 口座（払出しに制限がある特定口座・一般口座）に移管されます。**払出し制限が解除されるまでは、原則、移管後も払出しはできません。**

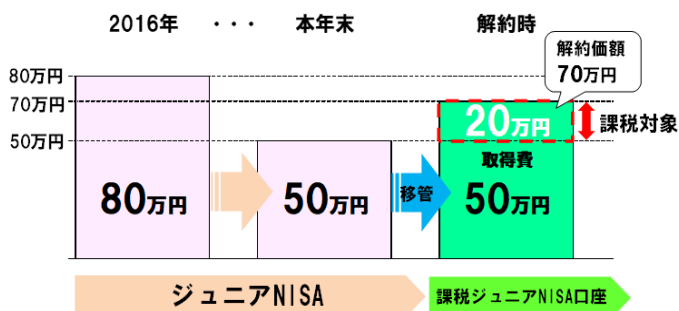
<払出し制限解除後（3月31日時点で18歳である年の1月1日以降）>

（払出し制限のない）課税口座（特定口座・一般口座）に移管されます。

～ご留意事項（例：課税ジュニア NISA 口座に移管する場合*）～

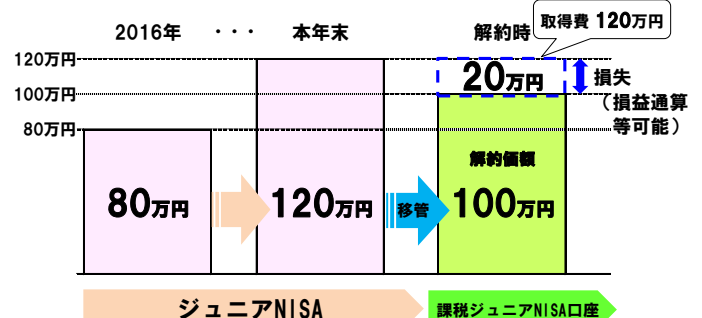
※（払出し制限のない）課税口座に移管する場合も、留意点は同様です。

① 課税ジュニア NISA 口座へ移管後、移管時より高い価額で解約する場合



・購入時より低い価額で解約しても課税される場合があります。

② 課税ジュニア NISA 口座へ移管後、移管時より低い価額で解約する場合



・購入時より高い価額で解約しても損失となる場合がありますが、値下がりによる損失を損益通算等することができます。

～その他～

- ・課税ジュニア NISA 口座（または、課税口座）に移管された投資信託をジュニア NISA 口座に再度移管することはできません。
- ・当金庫に特定口座を開設されているお客さまが、一般口座への移管を希望される場合は、本年11月末を目安に一般口座への移管依頼書のご提出が必要になります。この場合、同一銘柄の投資信託は、ロールオーバーするものを除き、全てを一般口座に移管する必要があります（特定口座と一般口座に分けて移管はできません）。

選択3

本年中に解約する

★**受渡日（解約代金入金日）が本年中**となるよう**解約のお手続き**をお済ませください。

払出し制限期間中（3月31日時点で18歳である年の前年の12月31日まで）の場合は、原則、解約後も金銭の引出しが出来ません。

ご留意事項

- ・「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」、「未成年者口座非課税口座間移管依頼書」または「一般口座への移管依頼書」のご提出がなかった場合（書類の不備等により受理できなかった場合を含みます）には、2016年にジュニア NISA で購入した投資信託は課税ジュニア NISA 口座または、課税口座（当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座に、当金庫に特定口座を開設されていない場合には一般口座）に移管されますのでご注意ください。
- ・ロールオーバーまたは課税ジュニア NISA 口座（または、課税口座）への移管処理後、お手続きが完了した旨の通知書を送付します（2021年1月予定）。
- ・本書面に記載のいずれのご選択が有利となるかは、将来の投資信託価額の推移や、お客さまの他のお取引状況により異なります。

- ・上記記載内容は、2020年7月現在の情報にもとづいて作成しております。制度内容等は今後変更となる可能性がありますので、ご注意ください。
- ・本書面は、制度に関する一般的な内容を記載したものです。税務や法律に関する個別、具体的なご対応については必ず税理士・弁護士等の専門家にご相談ください。

商号等：多摩信用金庫 登録金融機関：関東財務局長（登金）第169号 加入協会：日本証券業協会

ご不明な点、お手続きの詳細等については、お取引店までお問い合わせください。